

## 2. 高齢者お達者プラン(案)について (説明資料)



加賀市市民健康部介護福祉課

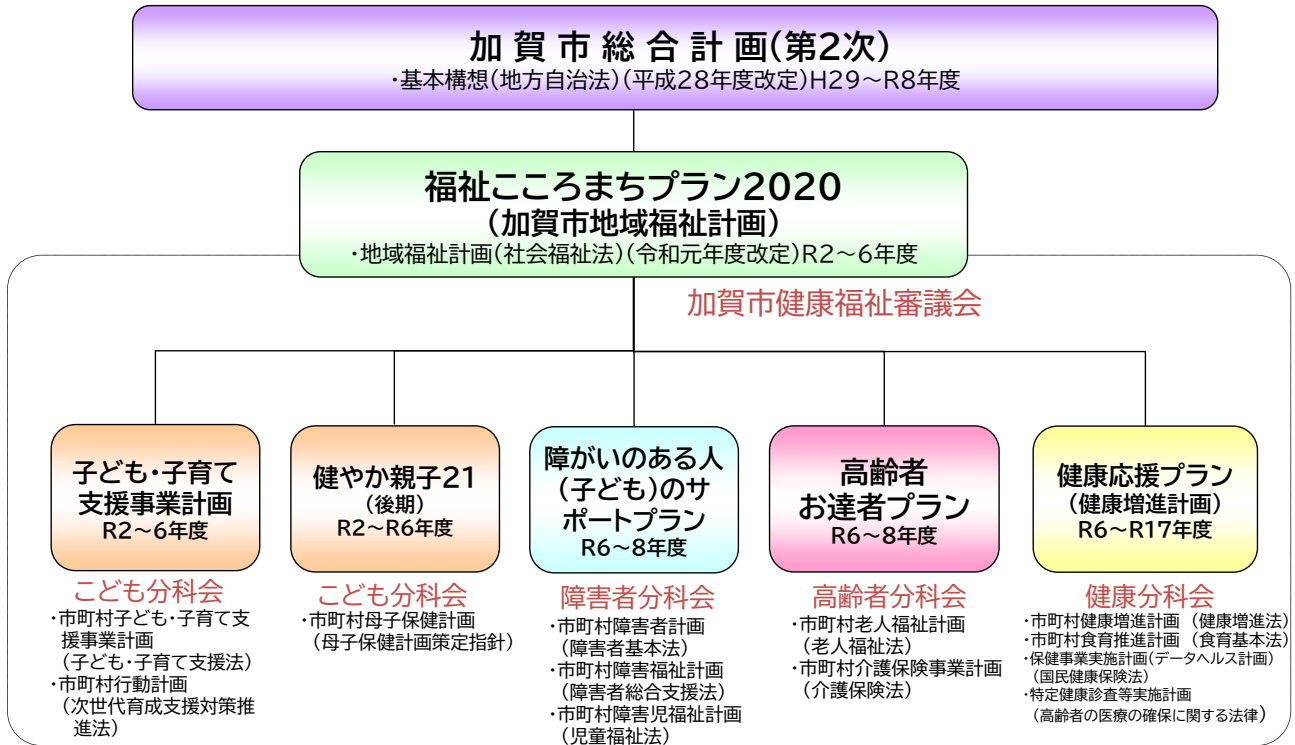
令和5年12月21日



# 高齢者お達者プランの位置づけ

素案 2 ページ

- ・地域福祉計画等と調和が保たれたものでなければならない。(老人福祉法)
- ・要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならない。(介護保険法)



# 高齢者お達者プランの計画期間

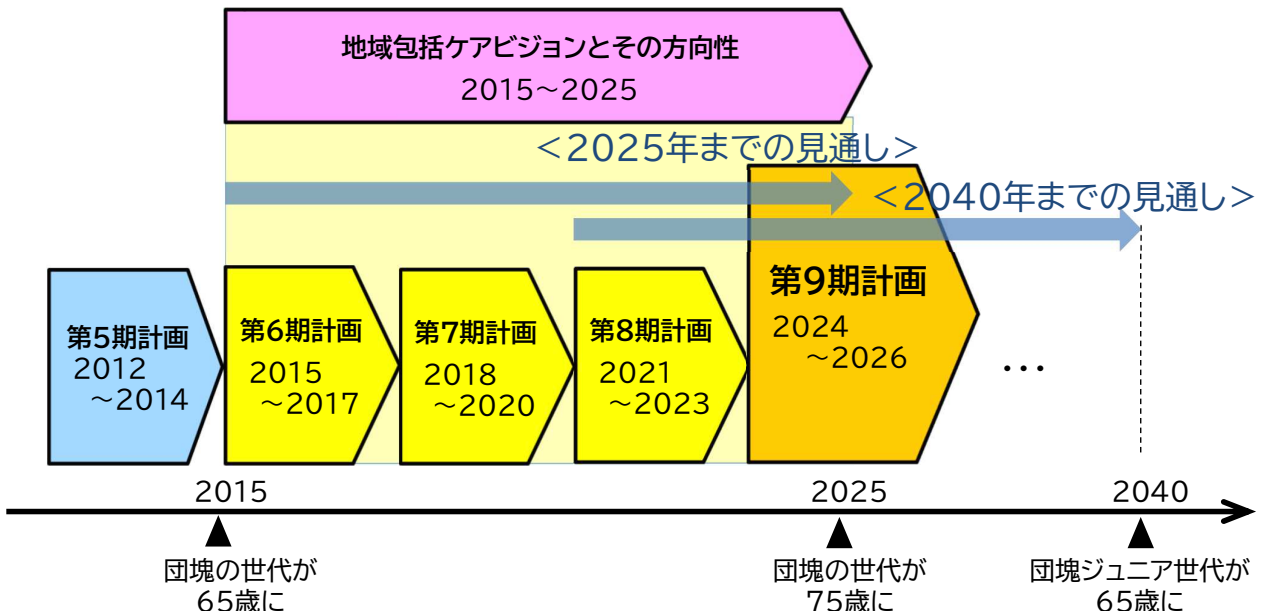
素案 3 ページ

3年ごとの計画として策定

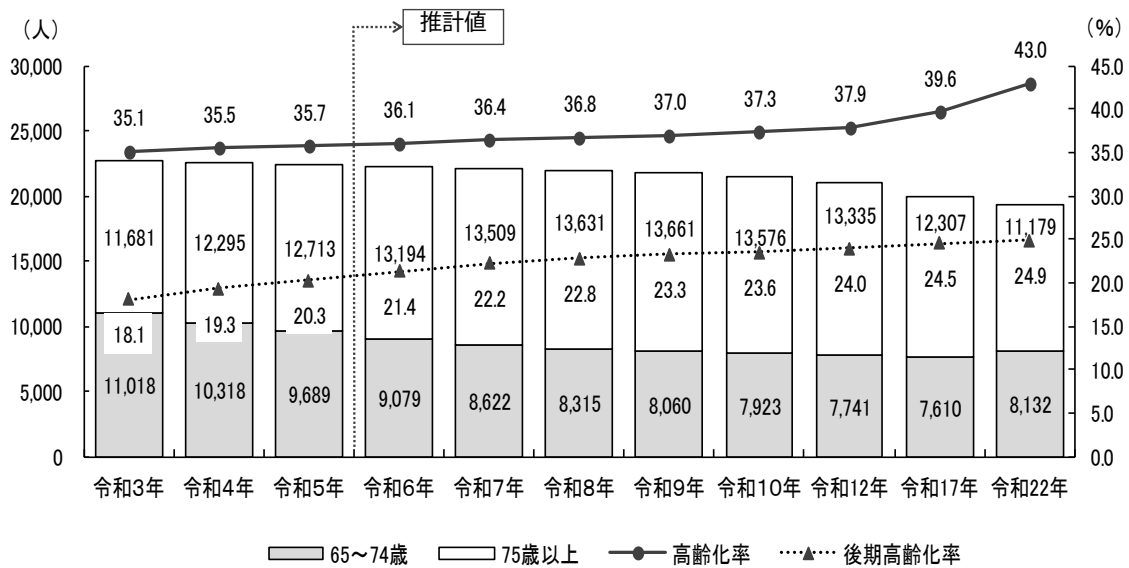
第6期計画からは2025年(団塊の世代が75歳となる)を見通して策定

2025年を目標年次とした「地域包括ケアビジョンと方向性」に沿って策定

第8期計画からは2040年(団塊ジュニア世代が65歳となる)も見通して策定



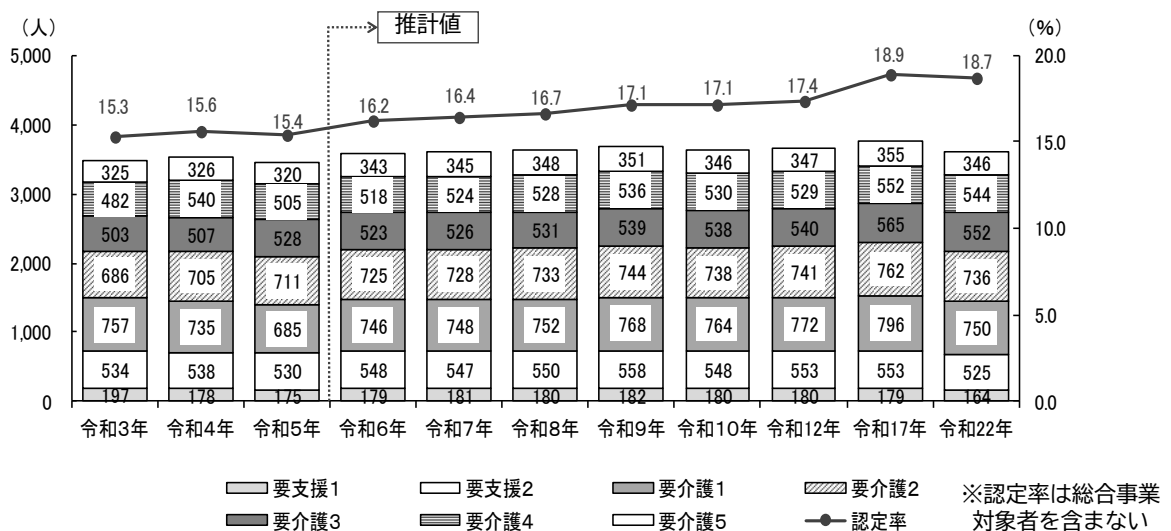
# 高齢化率・後期高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在） ※令和6年以降は、コーホート変化率法で推計

後期高齢者（75歳以上）の人口は令和9年度まで増加する。

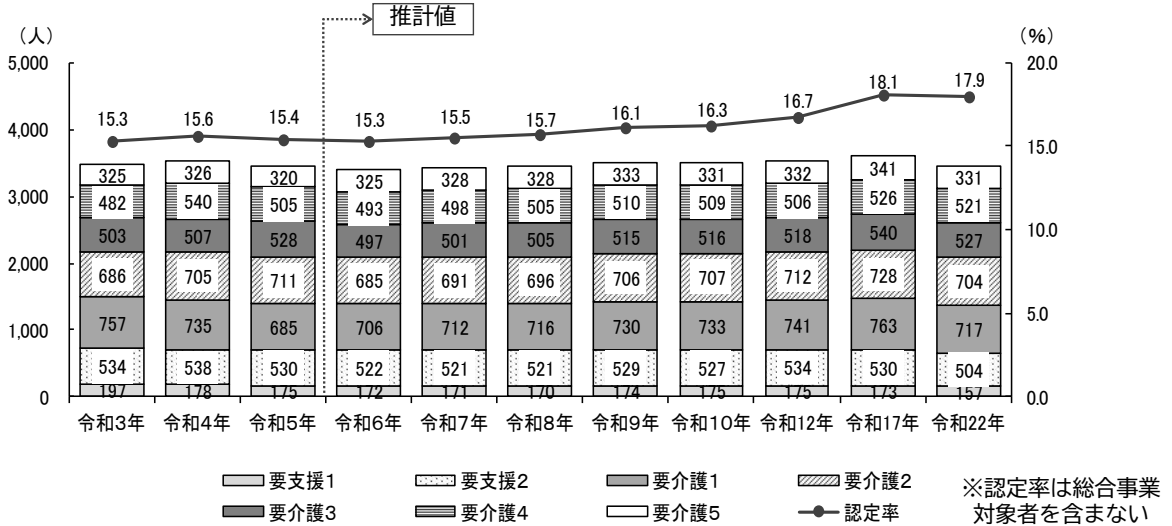
# 要介護認定者・総合事業対象者の推移（自然体推計）



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和12年	令和17年	令和22年
総合事業対象者	242	246	256	267	269	256	276	278	283	287	281

自然体で推計した場合、後期高齢者数増加の影響により、認定者及び総合事業対象者は増加傾向で推移すると見込まれる。

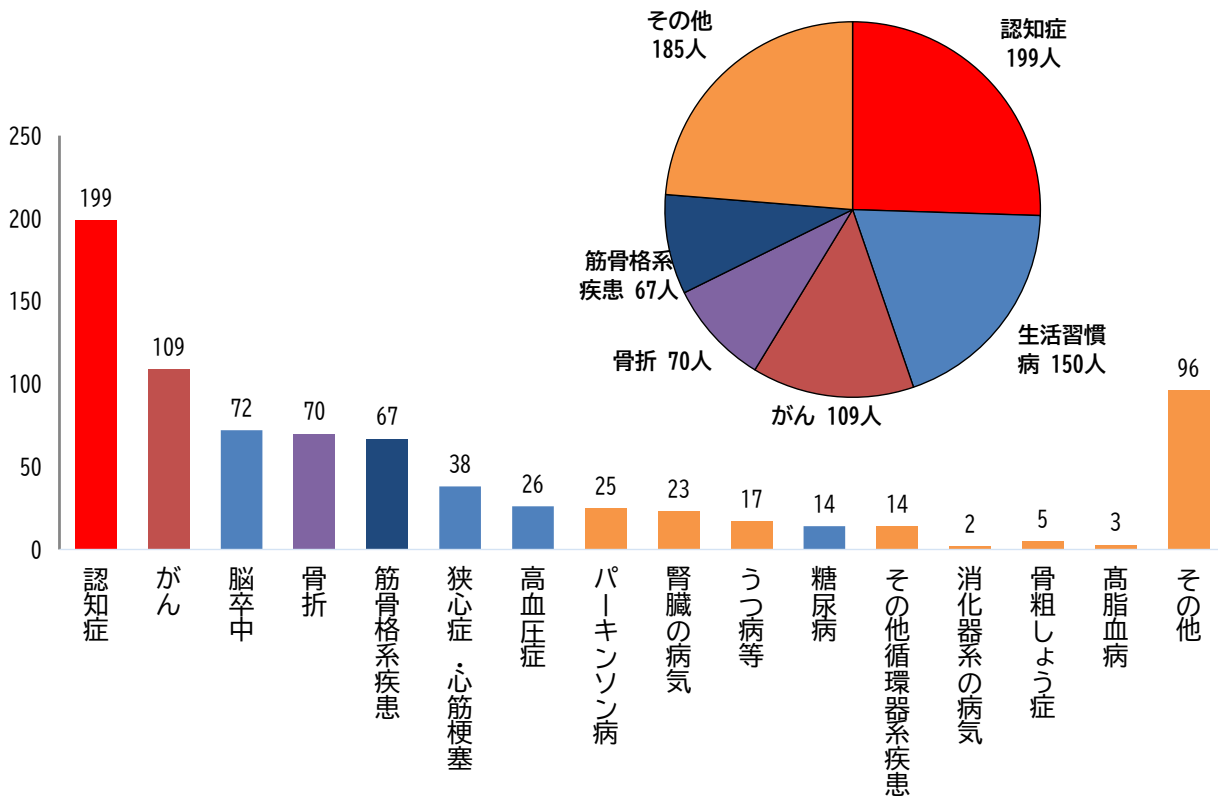
## 要介護認定者・総合事業対象者の推移（施策反映）



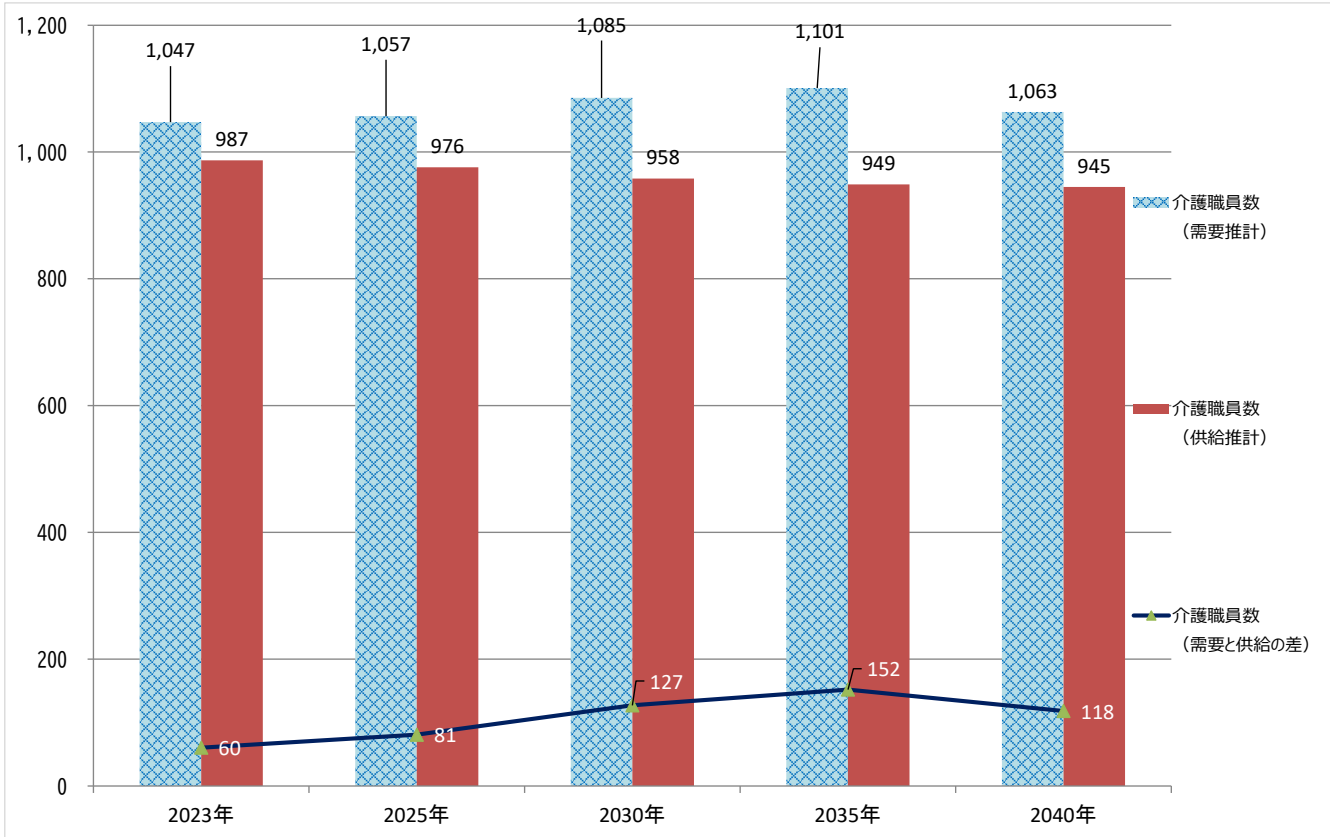
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和12年	令和17年	令和22年
総合事業対象者	242	246	256	267	269	256	257	255	262	263	253

介護予防事業等での成果を加味して推計した場合、令和5年度と同程度の認定者数で推移すると見込まれる。

## 新規要支援・要介護認定者の申請時疾病



介護人材の需給推計（厚生労働省作成「介護人材需給推計ワークシート」を用いて算出）



第9期計画の重点的な課題

○重症化予防の推進

○住民の社会参加促進による支え合い、助け合いの地域づくり

○認知症の人とその家族を支える仕組みづくりの推進

○状態が変化しても対応できる柔軟な支援体制の構築

○民間サービスや他部署との連携による多様な支援の展開

○本人本位の視点を重視した人材の確保や育成

○デジタル化促進による生産性向上

○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組みの推進

○医療と介護の更なる連携推進や医療依存度の高い方への支援体制強化

# 地域包括ケアビジョンの方向性

加賀市における地域包括ケアシステムの目指すべき姿とその方向性を示し、構築に向けた体制や重点事項などまとめたもの

## 本人主体

本人らしくあり続けることを大切にし、共に考え、認め合うことができるまち

◇意図◇

○その人の歩んできた人生や、価値観を尊重し、その人の思いを理解しあい、本人の暮らしに応じた支援を行い、本人が望む暮らしを応援する。

## 住民主体

「自分たちのまちは自分たちで」をモットーに、自らの決定に責任をもち、住民、行政、事業者が協働し、支えあえる地域づくり

◇意図◇

○地域の課題を自分ごととしてとらえ、我がまちをつくるのは自分たちであるという意識を持つ。

○住民自身が担い手となり、自分たちで決めたことには、その結果に責任をもつ。

○自主的な活動をけん引するリーダーと支える仲間がいる。

## 圏域単位で予防・医療・介護・生活支援・住まいの5つの要素が一体的に提供されるもの

これまでのつながりや関係を大切にし、本人や地域の力をいかし、暮らしを継続するために、「本人主体」と「住民主体」を基本的考えとし、地域ごとのグランドデザインを描くこと

◇意図◇

○本人主体、住民主体は当事者視点の“言葉”。一体的提供とは、要素の組み合わせではなく、5つの要素がそれぞれのニーズに応じて統合され、提供されること。

○これまでの暮らしを継続するための、本人の力、周りの力の発揮による望む暮らしの実現に向けた取り組み。

○“暮らし”に視点を置いた本人に対する「個の支援」の積み上げにより、面としての地域課題にも取り組む。

# 基本理念と基本方針

## 基本理念

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく、自立した暮らしを継続できる社会を実現する。

## 基本方針

### ・ 本人本位

本人がしたいことやそれまでの当たり前暮らし、その人らしい生活、なじみの関係を重視した支援を行う。

### ・ 住民主体

行政の発意やアイデアによる活動を地域で実施するのではなく、地域住民の共感やアイデアを尊重し、地域活動の多様性を促す。地域の関係者（住民・事業者・行政）が全員参加で関わる。

### ・ 個から出発する地域づくり

地域住民の一人ひとりの困りごとと得意なことを出発点に地域づくりをすすめていく。顔がみえる距離感で地域づくりをデザインしていく。

# 基本目標

## 基本目標

**I 本人の「したいこと」を支援する仕組みづくり** …その人らしく、自立した

いきいきと暮らし続けることができるよう、自分が「したいこと」を知り、自分が決めて、自分で行うことを支援する仕組みをつくります。

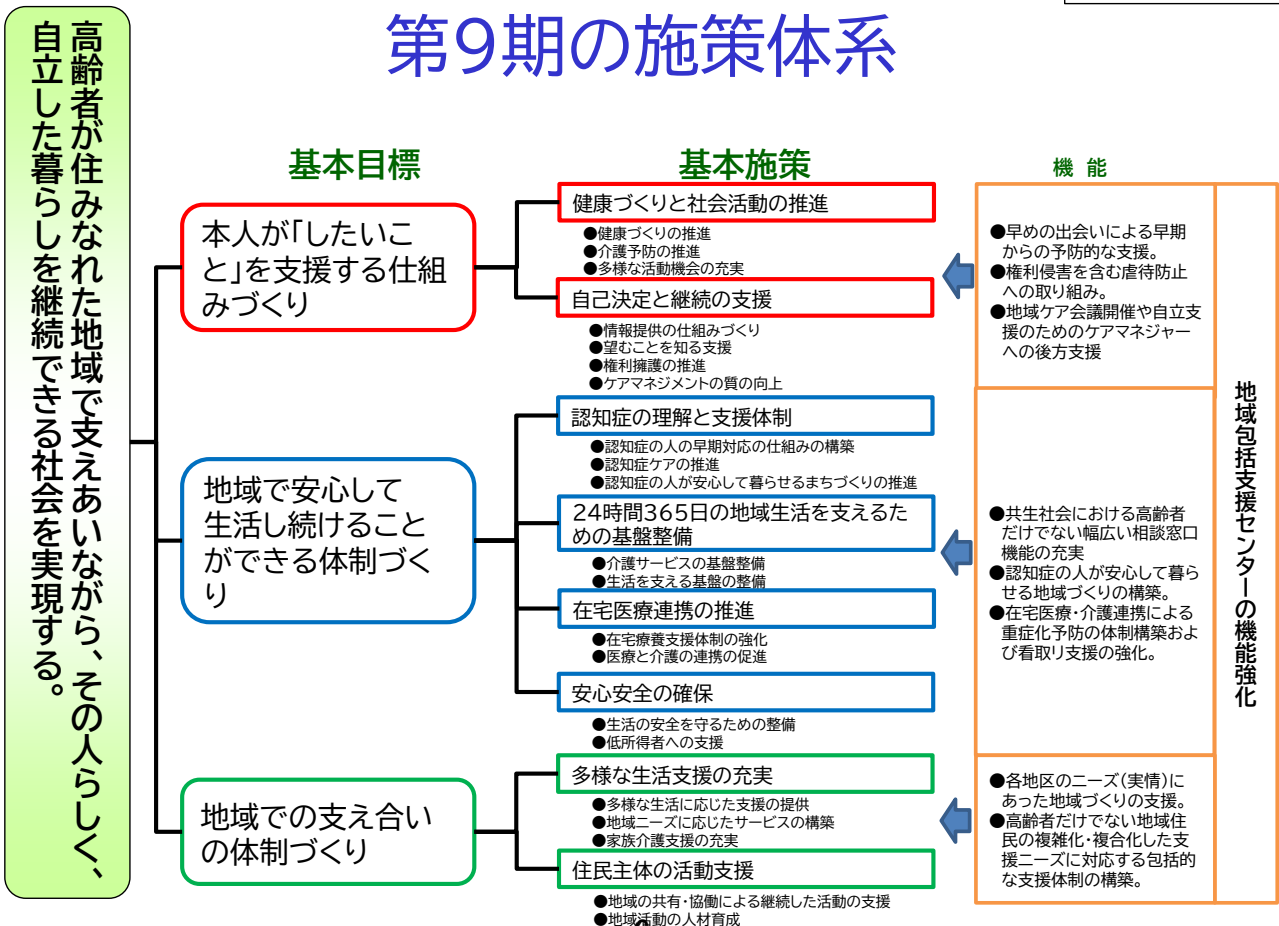
**II 地域で安心して生活し続けることができる体制づくり** …住み慣れた地域で

たとえ認知症やどんな状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制をつくります。

**III 地域での支えあいの体制づくり** …支えあいながら

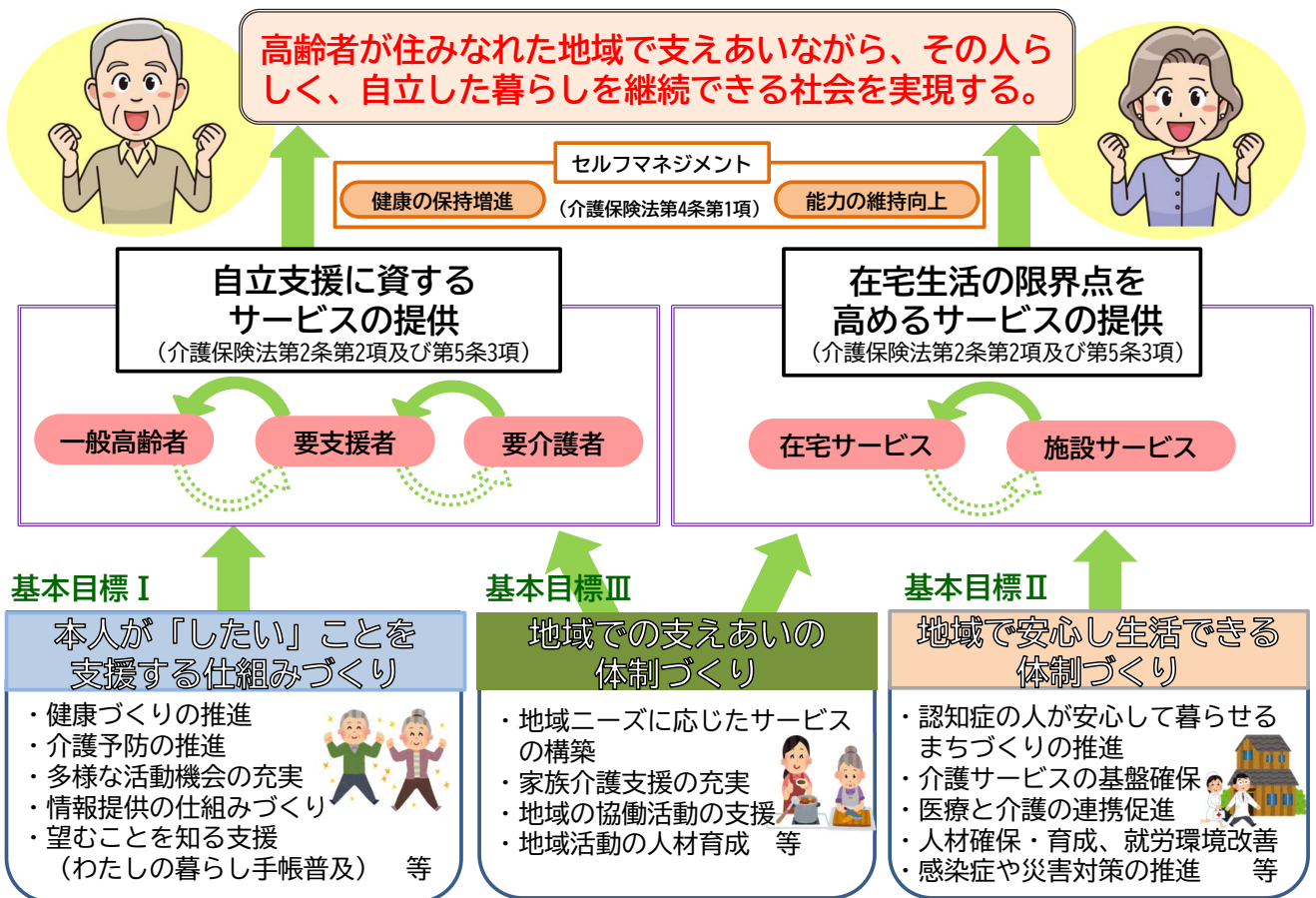
安心して住み続けることができる地域のために、地域住民が自らできることを考え取り組める体制をつくります。

## 第9期の施策体系



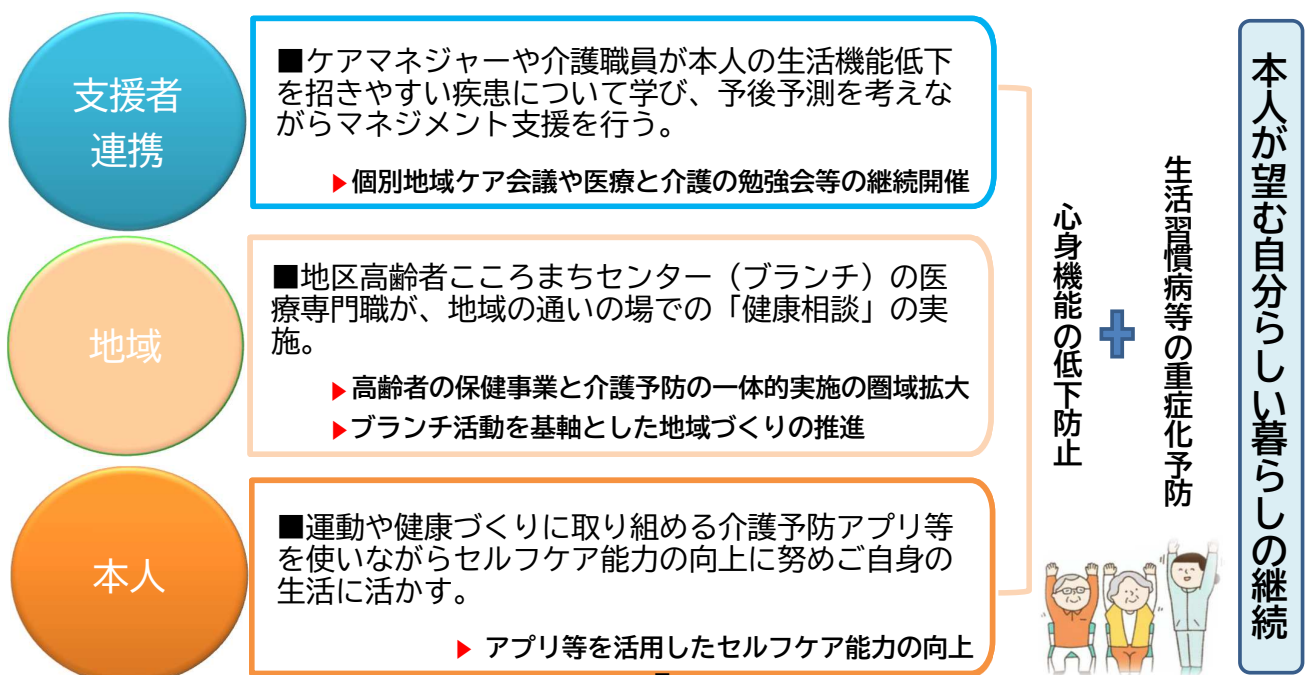


# お達者プランの基本理念と第9期計画の重点的な取り組み



## 加賀市の介護予防の取り組みについて 素案 59ページ～

課題	
【支援者側】	高齢者は何かしらの疾病をかかえ、治療している。健康な状態で生活をするには、疾病の理解（症状や治療方針など）し、予後予測する視点がケア者には必要。
【地域】	地域で介護予防・健康づくりに、継続的に取り組む仕組みや仕掛けが必要。
【本人】	セルフケア能力（フレイル予防、疾病の悪化防止）の向上に向けた取り組みが必要。

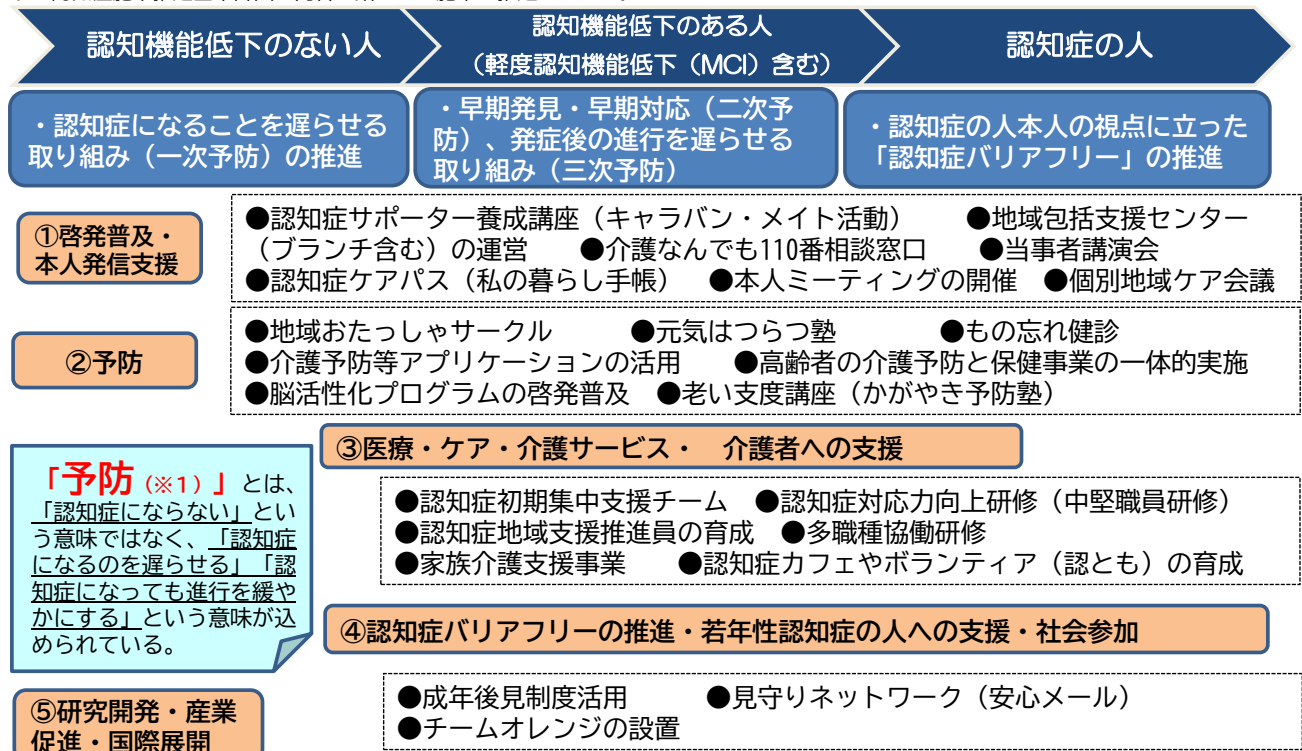


## ●認知症施策推進大綱 【基本的な考え】

(本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年まで）

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防（※1）」を車の両輪として施策を推進

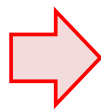
▶令和6年3月議員立法により「共生社会実現を推進するための認知症基本法」が公布され今後1年以内に施行されることから国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策を推進していく。



## 「24時間365日の地域生活を支えるための基盤確保」

素案 67ページ

- ※ 独居や高齢のみ世帯の増加
- ※ 認知症の高齢者の増加



- ・地域で安心して暮らし続けるための基盤の確保が必要
- ・訪問介護サービスの基盤を確保し、安心した在宅生活の継続を図る

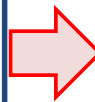
### 複合型サービス（訪問介護及び通所介護）

第234回社会保障審議会介護給付費分科会（令和5年12月4日開催）において、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスの新類型については、介護給付費分科会における議論を踏まえ、より効果的かつ効率的なサービスのあり方について、実証的な事業実施とその影響分析を含めて、更に検討を深めることとなりました。

しかしながら、本市において複合型サービスは訪問系サービスの事業量確保を図ることや、更なる人材の有効活用・柔軟な対応による質の高いサービス提供が期待できるため、特区制度の活用等を図り検討して参ります。

在宅生活を支える基盤として、より地域に密着したサービス提供を行うために整備の検討を行う。

- 介護サービスの需要増加
- 介護の担い手となる現役世代の減少
- 介護業務の負担増加
- 利用者・家族からのハラスメントの増加



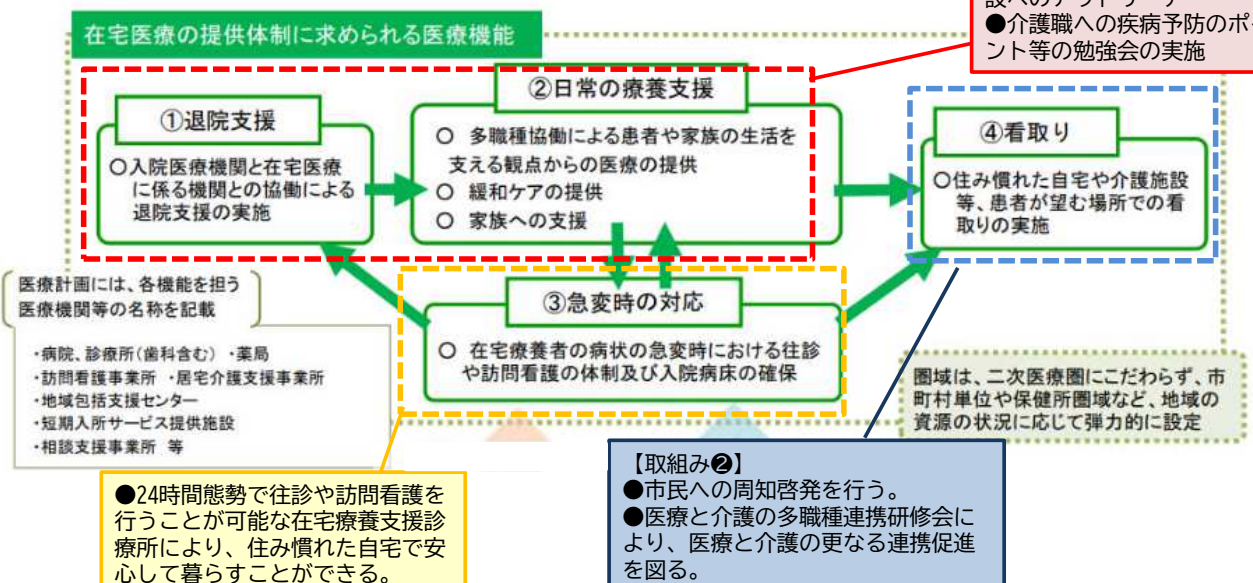
介護人材の確保やケアマネジメントの質の向上、介護業務の効率化に係る取組、ハラスメント対策を含む働きやすい職場づくりの取組の推進が必要

項目	取組内容(案)
(1) ケアマネジメントの質の向上及び人材確保	①若手職員(30代まで)の確保のため、市内の介護サービス事業所に新規に介護職員(正規職員)として雇用された若手職員に就職奨励金を支給。 ②新卒者及び有資格者就職奨励金として、①の対象者が新卒者または介護福祉士である場合は、①の奨励金に追加支給する。 ③訪問介護員就職奨励金として、①及び②の助成対象者が訪問介護事業所の訪問介護員として雇用された場合は、追加支給する。 ④中堅職員向け研修や多職種連携研修等により、事業所間の垣根を超えた連携推進を継続し、ケアマネジメントの質の向上を図る。なお、中堅職員向け研修を受講された方に対して、給付金を支給する。 ⑤職員の高齢化対策として、60歳以上の再雇用者や介護職の未経験者への研修を充実し、ケアの質の向上を図る。
(2) 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策	①ICT・IoT機器導入に関する支援。 ②ケアプランデータ連携の促進。 ③介護サービス事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請化。
(3) ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進	①市よりハラスメント防止の周知啓発を実施。

※上記内容は加賀市介護サービス事業者協会との協議を図り、取組みを検討して参ります。

医療と介護の更なる連携推進や  
医療依存度の高い方への支援体制強化

「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ



出典)「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日一部改正))

【課題】

[1] 医療的ケアを必要とされる方への支援が困難

[2] 施設等における死亡率の向上(居所変更実態調査より)

【取組み①】

- ・退院後の医療職の在宅や施設へのアウトリーチ(疾病からの予後予測のポイントに関する指導等)
- ・介護職への勉強会(疾病予防のポイント等)

【取組み②】

- ・市民への看取りの周知啓発
- ・医療と介護の多職種連携研修会による更なる連携促進

